

平成 2 4 年

第 4 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成24年第1回定例教育委員会日程

日 時 平成24年4月25日(水) 午後1時30分から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第1 会議録署名委員の指名
川 村 敏 光

日程第2 議 案

日程第3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令 の制定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則 の制定について	・ ・ ・ ・ 5
議案第 3 号	我孫子市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 8
議案第 4 号	我孫子市心身障害児就学指導委員会専門委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 11
議案第 5 号	我孫子市学校支援地域本部事業実施要綱の一部を改正する 告示の制定について	・ ・ ・ ・ 14
議案第 6 号	我孫子市幼保小連携協議会設置要綱について	・ ・ ・ ・ 23
議案第 7 号	我孫子市社会教育委員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 28
議案第 8 号	我孫子市社会教育指導員の委嘱について	・ ・ ・ ・ 31

議案第 1 号

我孫子市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令
の制定について

我孫子市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のとおり制定
する。

平成 2 4 年 4 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市服務規程の改正(き章の廃止、胸章の呼名変更 名札)に伴い、
我孫子市教育委員会職員服務規程の一部の改正する提案するものです。

我孫子市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

我孫子市教育委員会職員服務規程（平成元年訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(<u>名札の着用</u>)</p> <p>第7条 職員は、職務を執行する場合には、その身分と責任を明確にし、市民サービスの向上を図るため、<u>名札(様式第5号)を着用しなければならない。</u></p> <p>2 前項の<u>名札は</u>、その者が職員に採用になったとき交付し、その者が退職し、免職され、若しくは失職し、派遣を命ぜられ、又は死亡したときに返還するものとし、その間職員は、これを他人に譲与し、又は貸与してはならない。</p> <p>3 職員は、<u>名札を</u>亡失し、又は損傷したときは、身分証明書等再交付申請書を人事担当課長に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>(<u>き章及び胸章のはい用</u>)</p> <p>第7条 職員は、職務を執行する場合には、その身分と責任を明確にし、市民サービスの向上を図るため、<u>常に上着の左えりにき章(様式第4号)を、着衣の左胸部に胸章(様式第5号)をはい用しなければならない。</u></p> <p>2 前項の<u>き章及び胸章は</u>、その者が職員に採用になったとき交付し、その者が退職し、免職され、若しくは失職し、派遣を命ぜられ、又は死亡したときに返還するものとし、その間職員は、これを他人に譲与し、又は貸与してはならない。</p> <p>3 職員は、<u>き章及び胸章を</u>亡失し、又は損傷したときは、身分証明書等再交付申請書を人事担当課長に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>4 略</p>

様式第3号（第6条、第7条関係）
身分証明書等再交付申請書

我孫子市長あて	提出年月日 年 月 日	
	所 属	
	職 名	氏 名
次のとおり 身分証明書・ <u>名札</u> を再交付くださるよう申請します。		
事 由		
人事担当課処理欄	文書保存期間	備
人 事	給与 課長	1 年
		考

様式第4号（第7条関係）を削る

様式第3号（第6条、第7条関係）
身分証明書等再交付申請書

我孫子市長あて	提出年月日 年 月 日	
	所 属	
	職 名	氏 名
身分証明書 次のとおり <u>き</u> <u>章</u> を再交付くださるよう申 <u>胸</u> <u>章</u> 請します。		
事 由		
人事担当課処理欄	文書保存期間	備
人 事	給与 課長	1 年
		考

様式第4号（第7条関係）




台 は 黒（径 1.4 センチメートル）
市章は金ばり（径1.1センチメートル）

附 則

この訓令は、告示の日から施行し、平成24年4月1日から施行する。

名札（様式第5号）兼身分証明書（様式第2号）

名 札（表面）

顔写真	氏 名 氏名（ローマ字）
我孫子市役所 手賀沼のほとり、心輝くまち	
	

縦5.3センチメートル、横8.5センチメートル

身分証明書（裏面）

身 分 証 明 書	No. _____
次の者は、我孫子市職員であることを証する。	
氏 名	_____
生年月日	_____年 _____月 _____日
発行年月日	_____年 _____月 _____日
我孫子市役所我孫子市長	印
【注意事項】	
1 この証明書は、職員の身分を明確にするため常に携帯しなければならない。	
2 この証明書は、関係者の請求があつたとき速やかに提示しなければならない。	
3 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
4 この証明書は、退職その他の理由により職員でなくなった時は速やかに返納しなければならない。	
5 この証明書を汚損、き損又は紛失したときは速やかにその理由を付して市長に届け出なければならない。	
6 この証明書の有効期限は、発行の日から5年とする。	

議案第 2 号

我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則の制定
について

我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を次のように改正する。

平成 2 4 年 4 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市嘱託職員規則の改正(1号嘱託職員の更新回数制限の廃止)に伴い、我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部の改正を提案するものです。

我孫子市教育委員会嘱託職員規則の一部を改正する規則

我孫子市教育委員会嘱託職員規則（平成6年教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(任用の更新)</p> <p>第5条の2 教育委員会は、嘱託職員 の任用期間が満了した場合におい て、<u>当該嘱託職員が次の各号のい ずれかに該当するときは、必要に応じ て任用を更新することができる。た だし、1号嘱託職員及び2号嘱託職 員については、年齢が65歳になっ た場合は、更新することができない。</u></p> <p>(1) <u>嘱託職員の任用期間における 勤務実績が良好であるとき。</u></p> <p>(2) <u>職務の性質上必要があると認 められるとき。</u></p>	<p>(任用の更新)</p> <p>第5条の2 教育委員会は、嘱託職員 の任用期間が満了した場合におい て、<u>嘱託職員の任用期間における勤 務実績が良好であるとき又は職務の 性質上必要があると認めるときに、 次の各号に定める嘱託職員の区分に 応じそれぞれ当該各号に定めるとこ ろにより、任用を更新することがで きる。</u></p> <p>(1) <u>1号嘱託職員 4回に限り更 新することができる。ただし、満 年齢65歳になった場合は、更新す ることができない。</u></p> <p>(2) <u>2号嘱託職員 必要に応じて 更新することができる。ただし、 満年齢65歳になった場合は、更新 することができない。</u></p> <p>(3) <u>3号嘱託職員 必要に応じ更 新することができる。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

改正前我孫子市教育委員会嘱託職員規則（抜粋、一部省略）

（定義）

第2条 嘱託職員とは、次の各号のとおりとする。

- （1）我孫子市職員の定年等に関する条例の適用を受ける職員で定年により、又は我孫子市職員の退職勧奨等要綱に基づき退職した者のうちから教育委員会が任用した者（以下「1号嘱託職員」という。）
- （2）行政の効率的運営に寄与することを目的として知識、経験等を有する者のうちから教育委員会が任用した者（以下「2号嘱託職員」という。）
- （3）行政の効率的運営に寄与することを目的として専門的知識、特殊な技能、経験等を有する者のうちから教育委員会が任用した者（以下「3号嘱託職員」という。）

（任用の基準）

第4条 1号嘱託職員は、次の要件を備えている者のうちから、その者の希望、退職前の経歴、任用に係る職務内容等を考慮し、選考の上、教育委員会が任命する。

- （1）常勤職員にあっては、常勤職員を退職する前の勤務成績が良好であること。
- （2）任用に係る職の職務の遂行に必要な知識及び技能を有していること。
- （3）健康で、かつ、意欲をもって職務を遂行すると認められること。以下略

（任用期間）

第5条 嘱託職員の任用期間は、1年以内とする。

（任用の更新）

第5条の2 教育委員会は、嘱託職員の任用期間が満了した場合において、嘱託職員の任用期間における勤務実績が良好であるとき又は職務の性質上必要があると認めるときに、次の各号に定める嘱託職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定めるところにより、任用を更新することができる。

- （1）1号嘱託職員 4回に限り更新することができる。ただし、満年齢65歳になった場合は、更新することができない。
- （2）2号嘱託職員 必要に応じて更新することができる。ただし、満年齢65歳になった場合は、更新することができない。
- （3）3号嘱託職員 必要に応じて更新することができる。

（勤務日及び勤務時間）

第8条 嘱託職員の勤務日数は、月16日以内とし、職務実態に応じて所属長が定める。以下略

議案第 3 号

我孫子市心身障害児就学指導委員会委員の委嘱について

我孫子市心身障害児就学指導委員会委員を次のとおり委嘱する。

平成 2 4 年 4 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市心身障害児就学指導委員会委員の一部委員が任期途中の人事異動により欠員になるため、我孫子市心身障害児就学指導委員会条例第 3 条に基づき、我孫子市心身障害児就学指導委員会委員を委嘱すべく提案するものです。

我孫子市心身障害児就学指導委員会委員候補者

委 嘱 期 間 平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 9 月 3 0 日まで
 (前任者の残任期間)

委 嘱 年 月 日 平成 2 4 年 4 月 1 日

委 嘱 人 数 6 人

NO	選出区分	氏名	所属	備考
1	第1号 委員 (医師代表)	鈴木 大雅	すずきこどもクリニック	新任
2	第2号 委員 (小 , 中学校長代表)	田中 聡	湖北中学校長	新任
3		天貝八千代	湖北台東小学校教諭	新任
4	第4号 委員 (特別支援学級担任代表)	鏡 則子	柏児童相談所長	新任
5	第5号 委員 (児童相談所職員)	藤原美恵子	松戸特別支援学校教諭	新任
6	第8号 委員 (教育委員会事務局職員)	石井 美文	教育研究所長	新任

我孫子市心身障害児就学指導委員会委員

○	選出区分	氏名	所属	備考
1	第1号 委員 (医師代表)	中川 宗一	中川小児科医院	
2		大串 博章	大串小児科医院	
3		鈴木 大雅	すずきこどもクリニック	新任
4	第2号 委員 (小,中学校長代表)	氏田青津子	我孫子第一小学校長	
5		田中 聡	湖北中学校長	新任
6	第3号 委員 (保健主事代表)	天貝八千代	湖北台東小学校教諭	新任
7	第4号 委員 (特別支援学級担任代表)	赤坂 美和	湖北台西小学校教諭	
8		荒井眞由美	湖北台西小学校教諭	
9	第5号 委員 (児童相談所職員)	鏡 則子	柏児童相談所長	新任
10	第6号 委員 (特別支援学校等職員)	林 菊盛	我孫子特別支援学校長	
11		藤原美恵子	松戸特別支援学校教諭	新任
12	第7号 委員 (福祉関係職員)	中村 耕造	子ども発達センター所長	
13	第8号 委員 (教育委員会事務局職員)	直井 淳	学校教育課長	
14		石井 美文	教育研究所長	新任

任期は平成24年9月30日まで

議案第 4 号

我孫子市心身障害児就学指導委員会専門委員の委嘱について

我孫子市心身障害児就学指導委員会専門委員を次のとおり委嘱する。

平成 2 4 年 4 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市心身障害児就学指導委員会専門委員の任期が満了するため、我孫子市心身障害児就学指導委員会条例第 7 条に基づき、我孫子市心身障害児就学指導委員会専門委員を委嘱すべく提案するものです。

我孫子市心身障害児就学指導委員会専門委員

委嘱期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日

委嘱年月日 平成24年4月1日 委嘱人数 54名

	学校名	種別	氏名	勤務先住所	備考
1	我孫子一小	情緒	浦辺多果子	我孫子市寿1-22-10	再任
2	我孫子一小	情緒	水島 千里	我孫子市寿1-22-10	新任
3	我孫子一小	言語	木村 元子	我孫子市寿1-22-10	再任
4	我孫子二小	知的	上集有加里	我孫子市下ヶ戸610	新任
5	我孫子二小	情緒	渡邊 愛	我孫子市下ヶ戸610	再任
6	我孫子二小	情緒	横張梨紗子	我孫子市下ヶ戸610	再任
7	我孫子二小	情緒	北山 徹大	我孫子市下ヶ戸610	再任
8	我孫子三小	知的	井出 範子	我孫子市柴崎台3-3-1	再任
9	我孫子三小	情緒	川勝 広美	我孫子市柴崎台3-3-1	再任
10	我孫子三小	情緒	門馬 一樹	我孫子市柴崎台3-3-1	新任
11	我孫子四小	知的	久保田智子	我孫子市白山3-2-1	再任
12	我孫子四小	知的	坂詰 智江	我孫子市白山3-2-1	新任
13	我孫子四小	情緒	熊田 久美	我孫子市白山3-2-1	再任
14	湖北小	情緒	河野 聖子	我孫子市中里95	再任
15	布佐小	知的	石山 洋治	我孫子市布佐1217	新任
16	布佐小	情緒	小川 将司	我孫子市布佐1217	再任
17	湖北台西小	情緒	赤坂 美和	我孫子市湖北台8-17-1	再任
18	湖北台西小	言語	荒井眞由美	我孫子市湖北台8-17-1	再任
19	高野山小	知的	糸賀 裕子	我孫子市高野山198	再任
20	高野山小	知的	千代田越子	我孫子市高野山198	再任
21	根戸小	情緒	中丸 恵	我孫子市つくし野4-17-1	新任
22	根戸小	情緒	長坂 始	我孫子市つくし野4-17-1	再任
23	根戸小	情緒	原田華奈東	我孫子市つくし野4-17-1	再任
24	根戸小	言語	佐藤 慶子	我孫子市つくし野4-17-1	再任
25	根戸小	言語	五十嵐絢子	我孫子市つくし野4-17-1	新任

2 6	湖北台東小	情緒	森谷 朋子	我孫子市湖北台 4 - 3 - 1	再任
2 7	湖北台東小	情緒	藤原由香子	我孫子市湖北台 4 - 3 - 1	新任
2 8	新木小	情緒	高橋 澄子	我孫子市新木 1 4 6 0	再任
2 9	新木小	言語	増井 隆子	我孫子市新木 1 4 6 0	再任
3 0	並木小	知的	井上 恵司	我孫子市つくし野 7 - 3 0 - 1	再任
3 1	並木小	知的	中村 裕子	我孫子市つくし野 7 - 3 0 - 1	再任
3 2	並木小	情緒	北山 愛子	我孫子市つくし野 7 - 3 0 - 1	再任
3 3	並木小	言語	佐藤 京美	我孫子市つくし野 7 - 3 0 - 1	新任
3 4	布佐南小	言語	小又 寿子	我孫子市平和台 5 - 1 - 1	再任
3 5	我孫子中	知的	遠藤百合子	我孫子市高野山 5 3 7	再任
3 6	湖北中	知的	寺島 睦	我孫子市古戸 3 0 0	再任
3 7	布佐中	知的	小玉比呂美	我孫子市布佐 1 3 0 1	再任
3 8	湖北台中	情緒	石引由起子	我孫子市湖北台 6 - 9 - 1	再任
3 9	湖北台中	情緒	高橋 邦彦	我孫子市湖北台 6 - 9 - 1	再任
4 0	湖北台中	情緒	長田 英一	我孫子市湖北台 6 - 9 - 1	再任
4 1	久寺家中	情緒	泉 渉	我孫子市つくし野 1 7 1	再任
4 2	久寺家中	情緒	戸塚美由紀	我孫子市つくし野 1 7 1	新任
4 3	白山中	知的	眞木 孝順	我孫子市白山 3 - 7 - 3	再任
4 4	白山中	情緒	木村 修二	我孫子市白山 3 - 7 - 3	再任
4 5	我孫子特別支援学校	知的	五枚橋千加子	我孫子市新木 1 6 8 5	再任
4 6	こども発達センター		十川奈緒子	我孫子市新木 1 6 3 7	新任
4 7	教育研究所		高橋理恵	我孫子市湖北台 4 - 3 - 1	再任
4 8	教育研究所		守屋智子	我孫子市湖北台 4 - 3 - 1	再任
4 9	教育研究所		並木明子	我孫子市湖北台 4 - 3 - 1	再任
5 0	教育研究所		伊藤昌子	我孫子市湖北台 4 - 3 - 1	再任
5 1	教育研究所		田所由起子	我孫子市湖北台 4 - 3 - 1	再任
5 2	教育研究所		音田麻子	我孫子市湖北台 4 - 3 - 1	再任
5 3	教育研究所		阿部はるな	我孫子市湖北台 4 - 3 - 1	再任
5 4	教育研究所		石井いずみ	我孫子市湖北台 4 - 3 - 1	再任

議案第 5 号

我孫子市学校支援地域本部事業実施要綱の一部を改正する
告示の制定について

我孫子市学校支援地域本部事業実施要綱の一部を次のように改正する。

平成 2 4 年 4 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 中 村 準

提案理由

湖北台中学校区で実施していた学校支援地域本部事業を市内全 1 9 小中学校に拡充・推進することから、我孫子市学校支援地域本部事業実施要綱の一部を改正するため提案するものです。

我孫子市学校支援地域本部事業実施要綱の一部を改正する告示

我孫子市学校支援地域本部事業実施要綱（平成20年教育委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>我孫子市学校支援地域本部事業 実施要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、本市が実施する学校支援地域本部事業（以下「本部事業」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>（実施事業）</p> <p>第2条 本市が実施する本部事業は次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）事業の企画及び実施</p> <p>（2）<u>小中学校担当者、地域コーディネーター及び学校支援ボランティアの研修</u></p> <p>（3）学校支援ボランティア名簿の管理</p> <p>（4）学校及び地域への事業の普及及び啓発</p> <p>（5）事業評価</p> <p>（<u>学校支援地域本部運営委員会</u>の設置）</p> <p>第3条 教育委員会は、効果的な事業展開を図るため、<u>我孫子市学校支援</u></p>	<p>我孫子市学校支援地域本部事業 実施要綱</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、本市が実施する学校支援地域本部事業（以下「本部事業」という。）に関し必要な事項を定める。</p> <p>（実施事業）</p> <p>第2条 本市が実施する本部事業は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）事業の企画及び実施</p> <p>（2）<u>地域コーディネーター</u>及び学校支援ボランティアの研修</p> <p>（3）学校支援ボランティア名簿の管理</p> <p>（4）学校及び地域への事業の普及及び啓発</p> <p>（5）事業評価</p> <p>（<u>学校支援地域本部</u>の設置）</p> <p>第3条 教育委員会は、効果的な事業展開を図るため<u>我孫子市学校支援地</u></p>

地域本部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

（運営委員会の任務）

第4条 運営委員会は、小中学校、又は中学校区において実施する本部事業に対する指導、助言、事業成果の検証・評価、その他必要な調整を図るものとする。

（運営委員会の組織等）

第5条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 指導課長

(2) 指導課職員のうちから我孫子市学校支援地域本部運営委員会事務局長（以下「事務局長」という。）

として指導課長が指定するもの

(3) 小中学校、又は中学校区コーディネーターの連携を図るため、その連絡・調整をする役割を担うもの（以下「統括コーディネーター」という。）として指導課長が指定するもの

(4) 校長会の代表者

2 運営委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長には指導課長を、副委員長には事務局長をもって充てる。

3 委員長は、運営委員会の会務をとりまとめ、運営委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委

域本部（以下「本部」という。）を設置する。

（学校支援地域本部の任務）

第4条 本部は、地区学校サポートセンターが実施する事業に対する指導、助言、事業成果の検証・評価、その他必要な調整を図るものとする。

（学校支援地域本部の組織等）

第5条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 指導課長

(2) 学校教育課長

(3) 生涯学習課長

(4) 各地区の地域教育協議会会長

2 本部に本部長及び副本部長1人を置き、本部長には指導課長を、副本部長には社会教育課長をもって充てる。

3 本部長は、本部の会務をとりまとめ、本部を代表する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本

員長に事故あるときは、これを代理する。

(運営委員会の会議)

第6条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 運営委員会は、必要があると認めるときは、会議に運営委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(学校支援地域本部の設置)

第7条 運営委員会は、小中学校、又は中学校区における効果的な事業展開を図るため、小中学校、又は中学校区に学校支援地域本部(以下「地域本部」)という。)を設置する。

(地域本部の任務)

第8条 地域本部は、小中学校又は中学校区において概ね次に掲げる事項について、調査検討し、及び実施するものとする。

(1) 学校支援活動の企画に関すること。

(2) 学校コーディネーター又は中学校区コーディネーターに関すること。

(3) 学校支援ボランティアに関すること。

(4) 広報活動に関すること。

部長に事故あるときは、これを代理する。

(学校支援地域本部の会議)

第6条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長がこの議長となる。

2 本部は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(地区学校サポートセンターの設置)

第7条 本部は、各地区における効果的な事業展開を図るため、地区学校サポートセンター(以下「地区センター」)という。)を設置する。

(地区学校サポートセンターの任務)

第8条 地区センターは、各地区において概ね次に掲げる事項について、調査検討し、及び実施するものとする。

(1) 学校支援活動の企画に関すること。

(2) 地域コーディネーターに関すること。

(3) 学校支援ボランティアに関すること。

(4) 広報活動に関すること。

<p>(5) 事業評価に関すること (<u>地域本部の組織</u>)</p>	<p>(5) 事業評価に関すること。</p>
<p>第 9 条 <u>地域本部は、次に掲げる者をもって組織する。</u></p>	
<p>(1) <u>小中学校担当者</u></p>	
<p>(2) <u>学校コーディネーター、又は中学校区コーディネーター</u></p>	
<p>(3) <u>各学校支援ボランティアの代表者</u></p>	
<p>(<u>地域本部の運営</u>)</p>	<p>(<u>地区学校サポートセンターの運営</u>)</p>
<p>第10条 <u>地域本部の運営は、次条に規定する地域教育協議会が行うものとする。</u></p>	<p>第 9 条 <u>地区センターの運営は、次条に規定する地域教育協議会が行うものとする。</u></p>
<p>(地域教育協議会の設置)</p>	<p>(地域教育協議会の設置)</p>
<p>第11条 <u>地域本部の効果的な運営を図るため、小中学校、又は中学校区ごとに地域教育協議会を置く。</u></p>	<p>第10条 <u>地区センターの効果的な運営を図るため、各地区ごとに地域教育協議会を置く。</u></p>
<p>(地域教育協議会の任務)</p>	<p>(地域教育協議会の任務)</p>
<p>第12条 <u>地域教育協議会の任務は、次に掲げる事項について検討し、及び実施することとする。</u></p>	<p>第11条 <u>地域教育協議会の任務は、次に掲げる事項について検討し、及び実施することとする。</u></p>
<p>(1) 年間活動方針の策定</p>	<p>(1) 年間活動方針の策定</p>
<p>(2) 活動の推進</p>	<p>(2) 活動の推進</p>
<p>(3) 年間活動方針の評価及び報告</p>	<p>(3) 年間活動方針の評価及び報告</p>
<p>(地域教育協議会の組織)</p>	<p>(地域教育協議会の組織)</p>
<p>第13条 <u>地域教育協議会の委員は、各学校関係者、保護者、地域の代表者等で構成し、地区の特色及び実情を考慮した上で、各学校長の合議によ</u></p>	<p>第12条 <u>地域教育協議会の委員は、学校関係者、保護者、地域の代表者等で構成し、地区の特色及び実情を考慮した上で、教育委員会が委嘱し、</u></p>

り決定する。

2 地域教育協議会に会長及び副会長
1人を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選に
より選任する。

(地域教育協議会の会議)

第14条 地域教育協議会の会議は、会
長が招集し、会長がその議長となる。

2 地域教育協議会は、必要があると
認めるときは、会議に会員以外の者
の出席を求め、意見又は説明を聴く
ことができる。

(学校コーディネーター、又は中
学校区コーディネーターの設置)

第15条 地域本部の効果的な運営を
図るため、小中学校、又は中学校区
学校コーディネーター又は中学校区
コーディネーター(以下「コ
ーディネーター」という。)を置く。

(コーディネーターの任務)

第16条 コーディネーターの任務は、
次に掲げる事項について検討し、及
び実施することとする。

- (1) 小中学校、又は中学校区で策
定した活動方針の推進
- (2) 学校支援ボランティアの登録
及び解除
- (3) 小中学校からのボランティア

又は任命する。

2 地域教育協議会に会長及び副会長
を置く。ただし、副会長は、3人以
内とする。

3 会長及び副会長は、委員の互選に
より選任する。

(地域教育協議会の会議)

第13条 地域教育協議会の会議は、会
長が招集し、会長がこの議長となる。

2 地域教育協議会は、必要があると
認めるときは、会議に会員以外の者
の出席を求め、意見又は説明を聴く
ことができる。

(地域コーディネーターの設置)

第14条 本部は、地区センターの効果
的な運営を図るため、地域コ
ーディネーターを置く。

(地域コーディネーターの任務)

第15条 地域コーディネーターの任務
は、次に掲げる事項について検討し、
及び実施することとする。

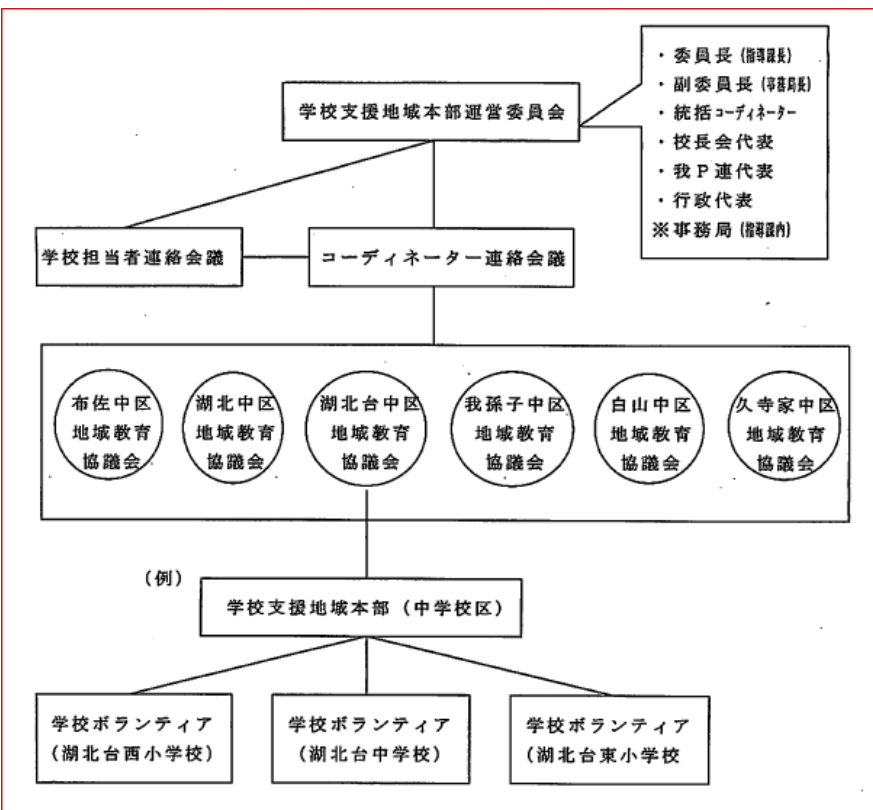
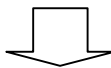
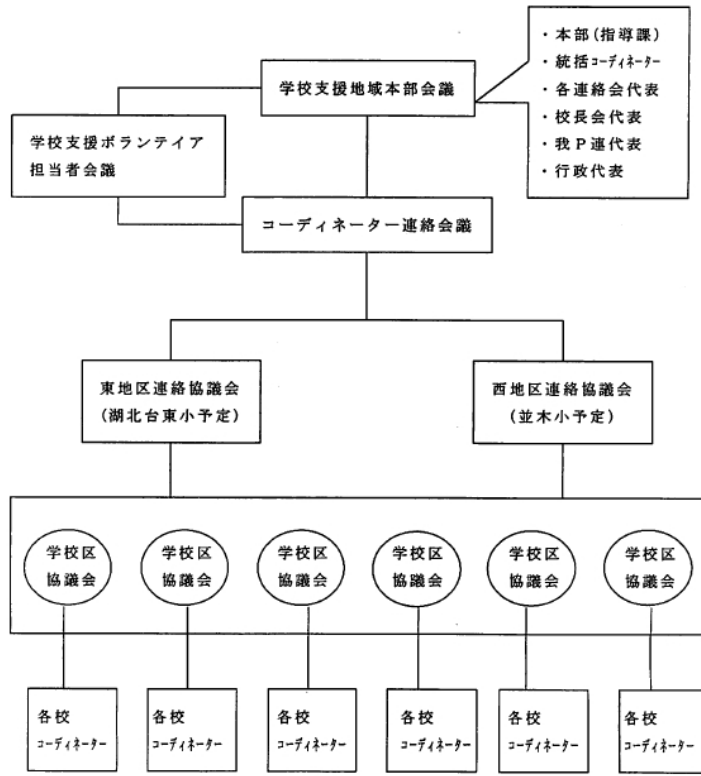
- (1) 地区センターで策定した活動
方針の推進
- (2) 学校支援ボランティアの登録
及び解除
- (3) 学校からのボランティア派遣

<p>派遣要請の<u>受入れ</u></p> <p>(4) <u>小中学校</u>への学校支援ボランティアの派遣</p> <p>(5) 地域への啓発<u>及び広報活動</u></p> <p>2 <u>コーディネーター</u>は、学校教育や社会教育に関し識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>3 <u>コーディネーターの任期は、委嘱された年度内とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>(学校支援ボランティア)</p>	<p>要請の<u>受け入れ</u></p> <p>(4) <u>学校</u>への学校支援ボランティアの派遣</p> <p>(5) 地域への啓発、<u>広報活動</u></p> <p>2 <u>地域コーディネーター</u>は、学校教育又は社会教育に関し識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(学校支援ボランティア)</p>
<p><u>第17条</u> 本市における<u>本部事業</u>を推進するため、<u>小中学校、又は中学校区</u>に学校支援ボランティアを置く。</p> <p>(学校支援ボランティアの任務)</p>	<p><u>第16条</u> 本市における<u>学校支援地域本部事業</u>を推進するため、<u>各地区センター</u>に学校支援ボランティアを置く。</p> <p>(学校支援ボランティアの任務)</p>
<p><u>第18条</u> 学校支援ボランティアの任務は、<u>地域本部</u>からの依頼に応じて活動することとする。</p> <p>(学校支援ボランティアの登録)</p>	<p><u>第17条</u> 学校支援ボランティアの任務は、<u>地区センター</u>からの依頼に応じて活動することとする。</p> <p>(学校支援ボランティアの登録)</p>
<p><u>第19条</u> 学校支援ボランティアは、事業の趣旨に賛同し、かつ、<u>地域本部</u>に登録した者をもって充てるものとする。</p> <p>2 学校支援ボランティアの任期は、登録した年度内とする。ただし、再登録することができるものとする。</p> <p>(庶務)</p>	<p><u>第18条</u> 学校支援ボランティアは、事業の趣旨に賛同し、かつ、<u>地区センター</u>に登録した者をもって充てるものとする。</p> <p>2 学校支援ボランティアの任期は、登録した年度内とする。ただし、再登録することができるものとする。</p> <p>(庶務)</p>
<p><u>第20条</u> <u>運営委員会</u>の庶務は指導課</p>	<p><u>第19条</u> <u>本部</u>の庶務は指導課が、<u>地区</u></p>

<p>が、<u>地域本部</u>の庶務は指導課及び各<u>地域本部に属するコーディネーター</u>において処理する。</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第21条 この要綱に定めるもののほか、<u>本部事業の実施に関し必要な事項は、委員長</u>が別に定める。</p>	<p><u>センター</u>の庶務は指導課及び<u>地区センターに属する地域コーディネーター</u>において処理する。</p> <p><u>(その他)</u></p> <p>第20条 この要綱に定めるもののほか、<u>本部事業に関することは、本部長</u>が別に定める。</p>
---	--

附 則

この告示は、平成24年5月1日から施行する。



議案第 6 号

我孫子市幼保小連携協議会設置要綱の制定について

我孫子市学校支援地域本部事業実施要綱を次のように制定する。

平成 24 年 4 月 25 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 中 村 準

提案理由

幼稚園及び保育園における幼児期教育から小学校の教育への円滑な移行を図るため、本要綱の制定を提案するものです。

我孫子市幼保小連携協議会設置要綱

(設置)

第1条 幼稚園及び保育園における幼児期の教育から小学校の教育への円滑な移行を図るため、我孫子市幼保小連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会の任務は、幼児期から児童前期までを一つの成長期と捉え、幼稚園、保育園及び小学校（以下「幼保小」という。）が連携して、教育の円滑な移行を推進するための施策について協議し、及び検討することとする。

(構成)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる幼稚園、保育園及び小学校で構成する。

(推進委員会及び地区別会議の設置)

第4条 協議会に推進委員会及び別表第1の地区ごとによる地区別会議を置く。

(推進委員会)

第5条 推進委員会は、地区別会議が円滑に機能するための環境整備を行うため、次に掲げる事項について検討し、及び協議する。

- (1) 幼保小連携の活動方針に関すること。
- (2) 幼保小連携に関する支援又は教育プログラムの策定に関すること。
- (3) 幼保小連携のための研修に関すること。
- (4) その他幼保小連携の目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 推進委員会は、別表第2に掲げる委員をもって組織し、当該委員は、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 推進委員会の委員のうち代表者は、各構成機関において選出する。

4 前項の代表者の任期は、代表者として選出された月から当該月の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 推進委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(地区別会議)

第6条 地区別会議は、幼保小の連携強化を推進するため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 幼保小連携の推進に関すること。

(2) 幼保小連携に関する情報交換、交流及び研修に関すること。

(3) その他幼保小連携に関すること。

2 地区別会議は、別表第3に掲げる地区委員をもって組織し、当該地区委員は、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

3 地区別会議に代表及び副代表を置き、地区委員の互選によりこれを定める。

4 地区委員の任期は、地区委員として選出された月から当該月の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 地区別会議は、代表が招集し、議長となる。

6 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育総務部指導課及び子ども部保育課が共同して処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

地 区	構成機関		
	小学校	幼稚園	保育園
我孫子北地区	根戸小学校 並木小学校	二階堂幼稚園 つくしの幼稚園	根戸保育園 並木保育園 つくし野保育園 ぽけっとランドあび こ保育園
我孫子南地区	我孫子第一小学校 我孫子第四小学校	ひかり幼稚園 めばえ幼稚園	緑保育園 寿保育園 アンジェリカ保育園
天王台地区	我孫子第二小学校 我孫子第三小学校 高野山小学校	湖北白ばら幼稚園 エーデル幼稚園	東あびこ保育園 柏鳳保育園 天王台双葉保育園 川村学園女子大学附 属保育園
湖北・湖北台 地区	湖北小学校 湖北台西小学校 湖北台東小学校	若草幼稚園 湖北台幼稚園	湖北台保育園 湖北保育園 恵愛保育園 慈紘保育園 つばめ保育園
新木・布佐地 区	新木小学校 布佐小学校 布佐南小学校	わだ幼稚園 布佐台幼稚園	布佐宝保育園 双葉保育園 禮和保育園

別表第 2 (第 5 条関係)

小学校長及び教頭の代表各 1 人 幼稚園長の代表 2 人 私立保育園長の代表
1 人 市立保育園の園長及び園長補佐の代表各 1 人 指導課長 指導課長が
指定する職員 1 人 保育課長 保育課長が指定する職員 1 人

別表第 3 (第 6 条関係)

地区の小学校長又は当該小学校長が指定する教職員 地区の幼稚園長又は当
該幼稚園長が指定する教職員 地区の保育園長又は当該保育園長が指定する
保育士

議案第 7 号

我孫子市社会教育委員の委嘱について

我孫子市社会教育委員を次のとおり委嘱する。

平成 2 4 年 4 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 中 村 準

提案理由

人事異動に伴い我孫子市社会教育委員条例第 3 条の規定に基づき、委嘱するため提案するものです。

我孫子市社会教育委員

委 嘱 期 間 平成 2 4 年 4 月 1 日 から平成 2 6 年 7 月 3 1 日 まで
(前任者の残任期間)

委嘱年月日 平成 2 4 年 4 月 1 日

委 嘱 人 数 9 人

委 嘱 者

氏 名	区 分	備 考
田 中 聡	学校教育関係者	湖北中学校校長

我孫子市社会教育委員

	氏 名	住 所	区 分	備考
1	飯牟礼 紀子	我孫子市湖北台 1 0 丁目	学識経験者	
2	<u>田中 聡</u>	我孫子市古戸（湖北中学校）	学校教育関係者	<u>新任</u>
3	篠原 昭雄	我孫子市東我孫子 1 丁目	社会教育関係団体	
4	渡邊 陽一郎	我孫子市中峠	社会教育関係団体	
5	山口 千鶴	我孫子市つくし野 3 丁目	社会教育関係団体	
6	柴田 保子	我孫子市古戸	社会教育関係団体	
7	中尾 葉子	我孫子市湖北台 1 0 丁目	社会教育関係団体	
8	藤田 寛子	我孫子市白山 3 丁目	社会教育関係団体	
9	森 重彦	我孫子市天王台 1 丁目	社会教育関係団体	
10	近藤 吉光	我孫子市柴崎台 3 丁目	社会教育関係団体	
11	佐野 直之	我孫子市湖北台 8 丁目	社会教育関係団体	
12	岡本 信夫	我孫子市つくし野 3 丁目	社会教育関係団体	
13	浅間 茂	我孫子市中峠	学識経験者	
14	中島 幸司	我孫子市湖北台 7 丁目	公募委員	
15	弓場 敏嗣	我孫子市白山 3 丁目	公募委員	
16	星野 征朗	我孫子市湖北台 6 丁目	公募委員	

議案第 8 号

我孫子市社会教育指導員の委嘱について

我孫子市社会教育指導員を次のとおり委嘱する。

平成 2 4 年 4 月 2 5 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 中 村 準

提案理由

指導員の任期満了に伴い我孫子市社会教育指導員設置に関する条例第 4 条の規定に基づき、委嘱するため提案するものです。

我孫子市社会教育指導員

委 嘱 期 間 平成 2 4 年 4 月 1 日 から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

委嘱年月日 平成 2 4 年 4 月 1 日

委 嘱 人 数 9 人

委 嘱 者

	氏 名	配属先	備考
1	岩崎 勇	公民館	再任
2	梅田 吉隆	公民館	再任
3	枝村 千代子	公民館	再任
4	島田 祐子	公民館	再任
5	成嶋 美恵子	公民館	再任
6	野口 薫	公民館	再任
7	橋本 悦子	公民館	再任
8	長谷川 壽	公民館	再任
9	播戸 哲子	公民館	再任

追加議案第 10 号

我孫子市教育委員会人事異動について

我孫子市教育委員会人事異動を別紙のとおり行うものとする。

平成 24 年 4 月 25 日提出

我孫子市教育委員会
教育長 中 村 準

提案理由

我孫子市教育委員会行政組織規則第 7 条第 9 号の規定に基づき、平成 24 年 5 月 1 日付けで人事異動を行いたく提案するものです。

